

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第2号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（警備部の分課）</p> <p>第7条 略</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 外事課</u></p> <p><u>（3）・（4） 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第15条 略</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の施行に 関すること（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>（8）～（18） 略</u></p> <p>（人身安全・少年課）</p> <p>第16条 略</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p><u>（10）～（19） 略</u></p> <p>2 少年サポートセンターにおいては、<u>前項第12号から第15号</u>までに掲げる 事務をつかさどる。</p> <p>（生活安全捜査課）</p> <p>第17条 略</p> <p>（1）～（12） 略</p>	<p>（警備部の分課）</p> <p>第7条 警備部に、次の課及び隊を置く。</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2）・（3） 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7）～（17） 略</u></p> <p>（人身安全・少年課）</p> <p>第16条 人身安全・少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p><u>（10） 香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の施行に 関すること。</u></p> <p><u>（11）～（20） 略</u></p> <p>2 少年サポートセンターにおいては、<u>前項第13号から第16号</u>までに掲げる 事務をつかさどる。</p> <p>（生活安全捜査課）</p> <p>第17条 生活安全捜査課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（12） 略</p>

(13) 香川県迷惑行為等防止条例の規定の違反の取締りに関すること。

(14) 略

(公安課)

第31条 略

(1)・(2) 略

(3) 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること(第6号に掲げるもの及び外事課の所掌に属するものを除く。)。

(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(第7号に掲げるもの及び外事課の所掌に属するものを除く。)。

ア～エ 略

(5)～(7) 略

(8)・(9) 略

(外事課)

第31条の2 外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること(次号に掲げるものを除く。)。

(2) 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。次条第1項第7号において同じ。)に関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

(3) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国と

(13) 略

(公安課)

第31条 公安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること(第7号に掲げるものを除く。)。

(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(第8号に掲げるもの及び警備課の所掌に属するものを除く。)。

ア～エ 略

オ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪

カ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

(5) 外事警察に関すること。

(6)～(8) 略

(9) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の施行に関すること。

(10)・(11) 略

の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 前条第4号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

エ 前条第4号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するもの

(4) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の施行に関すること。

（警備課）

第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4)～(6) 略

(7) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズムが行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

(8)～(14) 略

2 災害対策室においては、前項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事務のうち災害対策に関するもの並びに同項第9号及び第10号に掲げる事務をつかさどる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

（警備課）

第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4) 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する犯罪の取締りに関すること。

(5)～(7) 略

(8) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

(9)～(15) 略

2 災害対策室においては、前項第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事務のうち災害対策に関するもの並びに同項第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。

- 2 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県警察本部の生活安全部人身安全・少年課、生活安全部生活安全捜査課、生活安全部サイバー犯罪対策課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、交通部交通指導課、<u>警備部公安課、警備部外事課及び警備部警備課</u>の警視以上の階級にある者</p> <p>(3) 略</p>	<p>香川県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の規定により香川県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県警察本部の生活安全部人身安全・少年課、生活安全部生活安全捜査課、生活安全部サイバー犯罪対策課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、交通部交通指導課、警備部公安課及び警備部警備課の警視以上の階級にある者</p> <p>(3) 略</p>